

第4回 江別市部活動の在り方検討委員会

【 資 料 】

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 部活動指導員導入に関する経過報告について【議題2】 | 1 |
| 2 | 市内大学・クラブチーム等の動きについて【議題3】 | 2～4 |
| 3 | スポーツ庁等の検討状況について【議題4】 | |
| | ・ 北海道通信 日刊教育版（令和6年10月24日 1面（使用許諾済）） | 5 |
| | ・ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）（スポーツ庁地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第3回）資料） | 6～7 |
| | ・ 部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（同上） | 8～13 |
| 4 | 拠点校方式の検討に係るワークショップ実施企画（案）について【議題5】 | 14～15 |
| 5 | 江別市立学校における部活動地域展開に関する提言（骨子案）について【議題6】 | |
| | ・ 部活動の地域展開 想定スケジュール | 16 |
| | ・ 江別市立学校における部活動地域展開に関する提言（骨子案）について | 17～18 |
| | 【参考資料】 | |
| | ・ 令和6年度 江別市立中学校部活動ごとの指導者数・加入者数一覧 | 19～20 |
| | ・ 江別市部活動の在り方検討委員会設置要綱 | 21～22 |

<別冊資料>

- ・ 江別市立中学校における部活動の在り方について（中間報告）【議題1】
- ・ 江別市立中学校案内

江 別 市 教 育 委 員 会

部活動指導員導入に関する経過報告について

1 任用状況

- (1) 江別第三中学校 バドミントン部 1名 (令和6年6月～) (60代男性、非常勤講師)
- (2) 大麻東中学校 野球部 1名 (令和6年6月～) (40代男性、元教員)
- (3) 江陽中学校 バasketボール部 2名 (①令和6年7月～、②8月～) (20代男性・大学生他)
→ 3校3種目、計4名を任用中

2 勤務条件

土日祝のいずれか週1日3時間勤務とする。ただし、大会や練習試合等の引率により3時間を超える場合、年間の時間数の中で調整を行う。

主な業務内容は、実技指導や大会等の引率の他に、用具・施設の点検管理、保護者等への連絡、指導計画の作成、事故が発生した場合の現場対応などを含み、これらを教職員と連携・分担する。報酬として1時間あたり1,600円及び交通費を支給。市外への引率には、別途旅費を支給する。

3 導入校からの声

(1) 顧問の業務量について

- ・顧問の業務が減り、休日を増やすことにつながった。
- ・指導者が増えることにより、業務が分担できており、顧問の業務量が減った。
- ・技術面や精神面の指導など大変助かっているが、校舎の施設管理を任せることはできず、顧問も変わらず部活動に参加しているため、結果として業務量(時間)は変わっていない。

(2) 部活動指導員配置のメリット

- ・専門家の指導を受けることで、生徒の上達スピードが向上した。
- ・専門的な指導方法を間近で見ること、顧問の指導に対する理解が深まった。
- ・土日の部活動を任せることができるため、顧問の業務量が減った。
- ・元教員の部活動指導員の方から、生徒が学校生活全体へのアドバイスを受けることができる。
- ・人数が増えたことで、手厚く指導することができる。
- ・大会等で審判業務を請け負ってもらうことで、自チームの指導にあたることができる。

(3) 部活動指導員配置に関する課題

- ・活用時間に上限がある点。大会等の引率をお願いした場合、活用できる時間が一気に短くなる。
- ・部活動指導員のみで学校内の施設を利用できない点。校内のトイレを使用する場合など
- ・引率の際に、大会運営業務を引き受けざるを得なく、業務範囲を超えてしまうことがある点。
- ・指導者資格の取得費用が高額である点。
- ・活用できる時間が短い点。

4 次年度の方針

上記報告のとおり、教員の業務負担軽減や専門的な技術指導を受けられるという観点から、導入校では一定の効果が見られており、令和7年度は全校に1名ずつ配置できるよう予算要求を行い、部活動指導員を拡大していく。人材については、北海道のサポーターバンクの活用や市内関係団体との連携により、早期に確保することを目指す。

令和6年 市内大学・クラブチーム等の動きについて

1 市内大学等

(1) 北翔大学

江別市大学連携調査研究事業補助金（江別市企画政策部企画課所管）により、以下2種類のトレーニング指導に係るモデル事業を実施。

- ・陸上（令和6年8月～令和7年1月）【令和5年度から継続】
- ・バレーボール（令和6年11月～令和7年1月）【新規】

2 クラブチーム等

(1) 連携協定の締結

令和6年3月28日、江別市と江別ブルーインズ（社会人硬式野球チーム）・江別ワイルドボアーズ（バスケットボールクラブ・江別バスケットボール少年団OB会）が、「生涯スポーツを楽しめるまちづくりを推進する協定」締結。

相互に連携・協力を強化しながら各種事業に取り組むことで、市民の「生涯スポーツ」の実現に寄与することを目的とし、下記の事項について情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- ・江別市民の健康増進に関すること
- ・スポーツの振興・発展に寄与すること
- ・人材育成に関すること
- ・地域振興に関すること
- ・双方が抱える課題解決に関すること
- ・その他、必要と認められる連携・協力に関すること

(2) クラブチーム等の地域連携・地域移行へ向けた動き

・江別ワイルドボアーズ

OB（20代男性・バスケットボール指導者）・現役選手（20代男性・大学生）を部活動指導員として市教委へ紹介し、中学生へ指導を行っている。

・江別ブルーインズ

令和6年8月、江別野球連盟が実施する野球教室に講師を派遣、「ブルーインズベースボールアカデミー」を開講し、令和6年11月から中学生を対象として、12月は小学校5～6年生を対象に、隔月で小中学生に野球の技術指導を行っている。

・江別市ラグビーフットボール協会

令和6年4月から「江別ジュニアラグビークラブ」を開校し、江別市内及び近郊の中学生男女を対象に指導にあたっている。

2024年度江別市中学生対象

陸上競技のトレーニング指導に関するご案内



今後の中学校における部活動の地域移行の在り方が検討されています。昨年度に引き続き、北翔大学では江別市内の中学生を対象として、8月の2学期から毎週水曜日の夕刻、陸上競技のトレーニング指導受講生を募集します。大学の陸上競技場で、学生指導者から指導を受けてみませんか？

記

- *日 時：毎週水曜日 16:30～18:30
- 初回 令和6年 8月 28(水) 16:30～18:30
- 以降 令和7年 1月 29(水)までの 合計21回
- *休講日 9/4(水)、1/1(水)

※大学の事情により、中止の日が発生する可能性もございます。



*場 所：北翔大学陸上競技場（雨天、冬季間：第1体育館室内走路）住所 江別市文京台23番地

*対 象：中学1～3年生

*募集人数：30名

*参加費：無料

*駐 車 場：浅井記念館前駐車場

*申込方法：右記のQRコードから必要事項を記入の上、申し込みをお願いします。お電話の申込は受付できません。

*申込期間：令和6年9月30日（月）まで延長します

*実施内容：中学生に必要な陸上競技の基礎的な体力・技術トレーニング
体力・運動能力測定（トレーニング前の体力レベルを把握）

*持 ち 物：スパイク、飲み物、タオル、着替え、室内シューズ

*傷病対応：応急処置は主催者で行いますが、以後の責任は負いません。各自、傷害保険の加入をお願いします。

*指導監修



大宮真一（スポーツ教育学科准教授）
北海道学生陸上競技連盟ヘッドコーチ
江別市小学校走り方教室講師
国際陸連 U-16 コーチ

江別市中学生対象 2024年度陸上競技のトレーニング指導申込



※参加者の専門種目や状況に応じて、北翔大学陸上競技部の学生指導者が変更することがあります。

2024年度江別市内中学生対象 バレーボール指導・体験に関するご案内



現在、中学校における部活動の地域移行の在り方が検討されています。

北翔大学では江別市内の中学生を対象として、バレーボールの指導を受けてみたい、あるいはバレーボールを体験してみたい生徒を募集します。北翔大学の体育館で、学生指導者からの指導を受けてみませんか？ ※本事業は江別市の協力・支援により実施されています

*日 時：毎週月曜日 16:30~18:30

初回 令和6年11月11日(月) 16:30~18:30

以降 令和7年1月27日(月)までの8回

*11/25、12/30、1/6、1/13はお休みします

*事情により中止および変更が発生する場合があります



*場 所：北翔大学第1体育館アリーナ 住所 江別市文京台23番地

*対 象：中学1~3年生

*募集人数：20名程度

*参加費：無料

*駐 車 場：浅井記念館前駐車場

*申込方法：右記のQRコードから必要事項を入力し

お申し込みをお願いします お電話の申込は受付できません

*申込期間：随時

*実施内容：基本的なバレーボールの技術や体カトレーニング

*持 ち 物：室内シューズ、飲み物、タオル、着替え、肘膝サポーターなど（4号球はこちらで用意）

*傷病対応：各自、傷害保険の加入をお願いします

応急処置は主催者で行いますが、以後の責任は負いません

*指導監修



永谷 穂（スポーツ教育学科教授）

女子バレーボール部監督

バレーボールコーチ4



南部展生（キャリア支援課）

男子バレーボール部監督

バレーボールコーチ3



2024年度 江別市内中学生対象 北翔大学でのバレーボール指導・体験の申込



※参加者に応じて、北翔大学男女バレーボール部の学生が指導に当たります



北海道通信

昭和50年6月12日第3種郵便物認可
日刊 祝祭日、日曜日、土曜日 休刊

日刊教育版

令和6年(木曜日)第12763号
10月24日
発行所 札幌市中央区北5条西6丁目
株式会社 北海道通信社
〒(代) 222-3521 FAX 222-3532
発行人 松木 謙 公
支社 東京 03-272-4534 旭川 093-267-7781 函館 057-735-4970
支局 札幌 011-735-7355 小樽 0143-65870 釧路 098-3710
支局 小樽 015-15-0515 稚内 0147-7111 網走 097-2716
(購読料1ヵ月12,960円)

スポーツ庁 部活動改革へ骨子案

「地域展開」に名称変更

推進期間 8～13年度に延長

スポーツ庁は23日の地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ第3回会議で「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間取りまとめ骨子案を示した。部活動を地域にそのまま委ねるのではなく、地域全体で幅広い活動を保障する観点から「地域移行」の名称を「地域展開」に変更するよう提案。次期改革期間を前期(8～10年度)、後期(11～13年度)の計6年間で進める案に、出席した委員は賛意を示した。

国は7年度を部活動改革の推進期間に設定し、実施事業を通して運営団体・実施主体の整備やコーディネーターの配置など自治体の取組を支援してきた。先行する自治体で様々な好事例が生まれる一方、改革の途上にある自治体も多く、国は8年度以降を次期推進期間として設定。休日・平日を含めた改革や自治体支援の方向性をまとめる。

骨子案では、将来にわたる子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することも、地域全体の関係者が連携して支える改革の理念を踏まえ、地域移行を「地域展開」に変更するよう提案。各自治体において部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置などの推進体制を整備する重要性や、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法などを示した。活動方針の共通理解など学校・地域ク

学習指導要領の「解説」見直し 地域クラブとの連携明記 12月中旬に改訂・通知へ

スポーツ庁は同会議で、部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しに向けた方針を示した。活動方針の共通理解など学校・地域ク

委員からは推進期間の延長に賛意が示され、「改革の実行」から「定着」などの名称を付け、各地域で段階的に取組が進めば」と意見した。

今後は指導者の確保などの個別課題を整理し、12月の実行会議で中間取りまとめを策定。関係団体に対するヒアリング調査を経て7年春ごろに最終取りまとめを発表する。

直しの要否に関しては、学習指導要領本体の次期改訂に向けて別途議論する。

休日を中心として部活動の地域移行が進む中、地域クラブ活動との円滑な連携を図るため、学校関係者を含めた共通理解を促進することがねらい。

具体的変更内容をみる

と、中学校の総則編で学校と地域クラブとの連携を新たに記載。平日・休日指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携の必要性を盛り込む。

中学校・高校・特別支援学校の総則編では部活動の位置付けを明確化。法令上の義務ではないため学校判断で実施しないこともあること、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであることを記載する。

中学校・高校の保健体育編では多様な生徒・ニーズへの配慮を記載。レクリエーション志向の生徒、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒が参加しやすい工夫を実施する必要性などを盛り込む。

25日の中教審・教育課程部会、12月上旬の実行会議での審議を経て、12月中旬に改訂・通知する予定となっている。

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後更なる改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等にに応じて整備することが重要

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、
学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとられない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組みむ地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を通じて包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に
あった望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を
確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記
載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて

1. 経緯

◆ 令和 4 年 6 月・8 月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）（学習指導要領解説の見直しにも言及）

◆ 令和 4 年 12 月

- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
- ・ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和 4 年 12 月 27 日 スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）

4 学習指導要領解説の見直し等について

- ① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。

◆ 令和 5 年度～

- ・ 上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
- ・ 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）

【運動部活動の地域移行の現状・見直し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】

＜休日＞ R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%
＜平日＞ R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。
- こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

※ 学校部活動の位置付けの見直しの要否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

3. 見直しの概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議
- ・12月上旬 部活動改革に関する実行会議での審議
- ・12月中 改訂・通知

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

【参考】休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

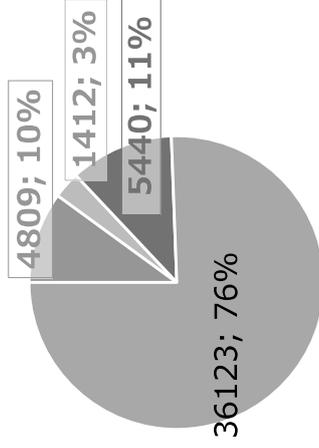
令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、23,308部活動（54%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

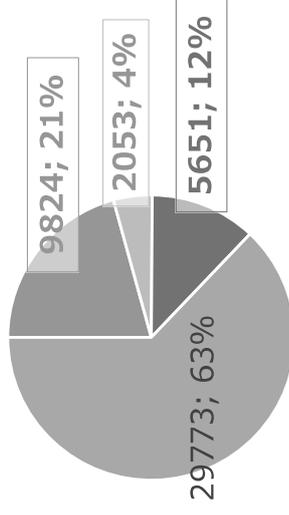
◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

R5（実績）



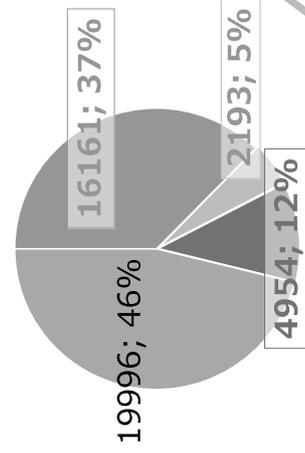
R6



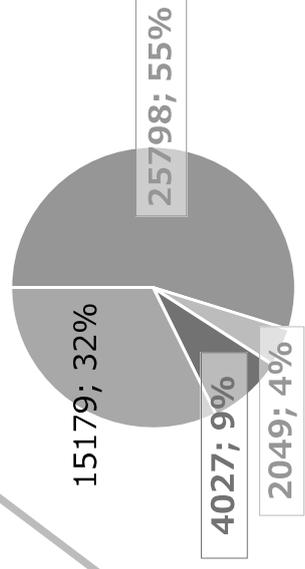
地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

17,528部活動
（37%）

R7



R8



- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度その他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

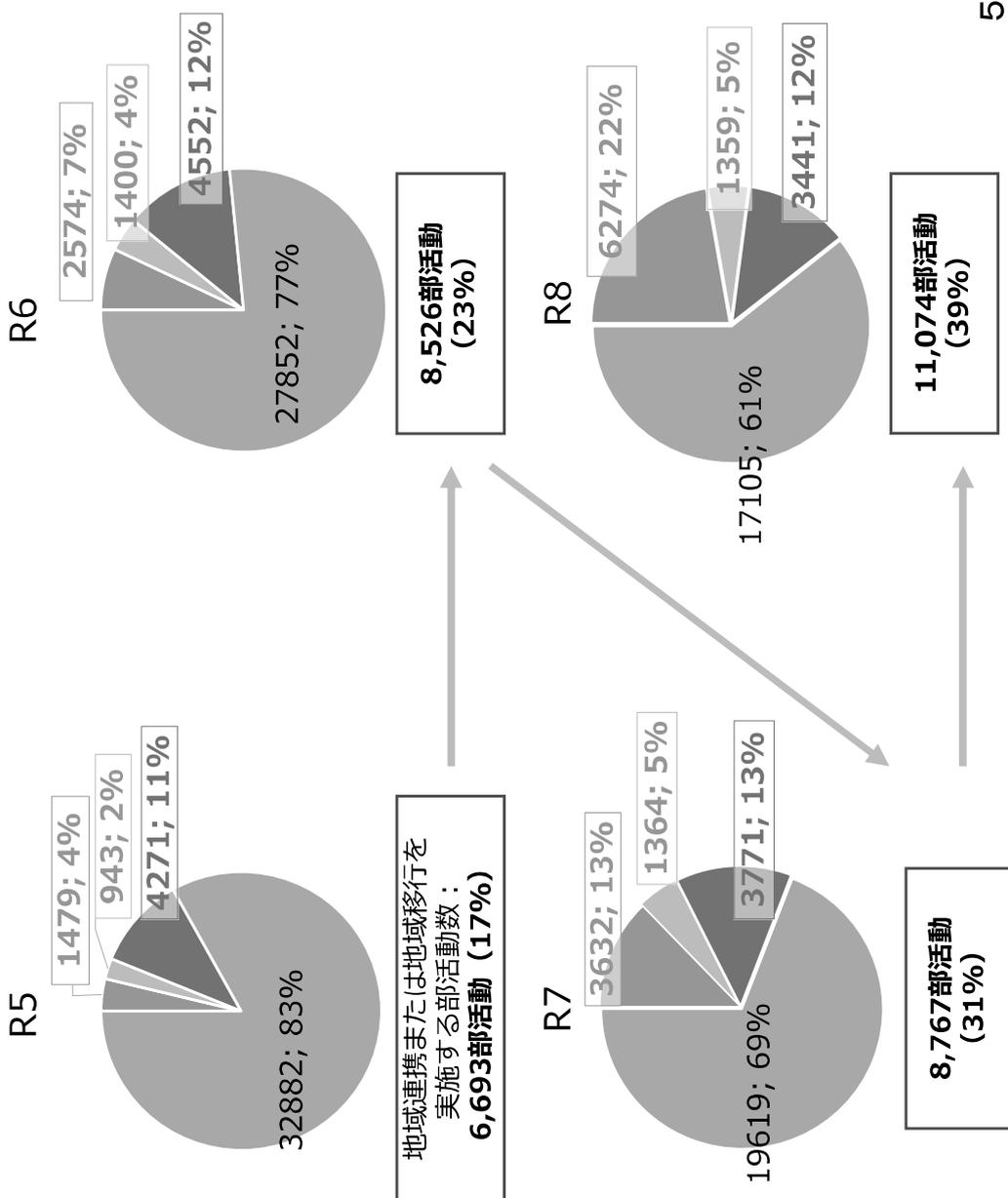
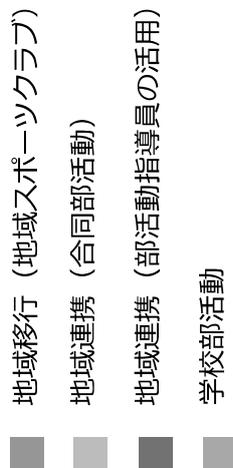
＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）
（令和6年8月）

【参考】平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、8,767部活動（31%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数



※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む

※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない

※3 調査票では、令和5年度～令和8年度その他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁) (抜粋)

II 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ (略)

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

令和6年度 部活動の在り方検討に係るワークショップ実施企画案

1. テーマ

各種目の関係者が、「拠点校方式」に関する課題と解決策を整理し、先行導入すべき種目について考える。

2. 参加者

- ①在り方検討委員会委員 …… 9名
- ②令和5年度実施のワークショップ参加者
(前回のアンケートで、今後の継続参加を希望した方) …… 17名
- ③新規公募の方
(中学生以上の市民とし、教員や保護者にも周知する) …… 10~15名程度
計 35~40名

3. 開催時期 令和7年1月下旬

4. ワークショップの内容

【第1部】 情報提供

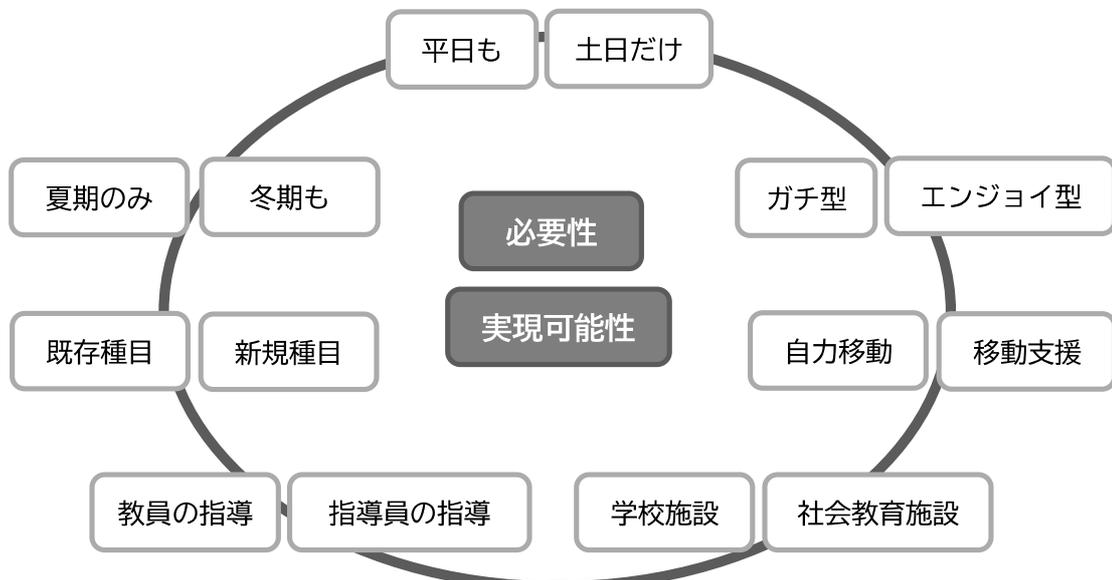
市教委より、参加者に対し、グループワークの参考となる情報を提供する。

- ・最近の市内部活動の状況(種目、部員数、顧問、部活動指導員 等)
- ・最近の市内大学の動きや地域クラブ(バスケ、野球、ラグビー等)の動き
- ・他自治体の拠点校導入事例

【第2部】 グループワーク

5名程度のグループで、「拠点校方式」に関する課題と解決策を、種目毎に整理し、各グループの優先順位を発表。最後に全体で優先順位を考える。

- ・グループは、「屋内競技」など、一定の共通点を持つメンバー構成とする。
- ・種目毎の優先順位を付ける際は、以下のような「視点」により整理する。



<グループワークのイメージ>

GW 種目毎の整理時のイメージ

【種目 (●●)】

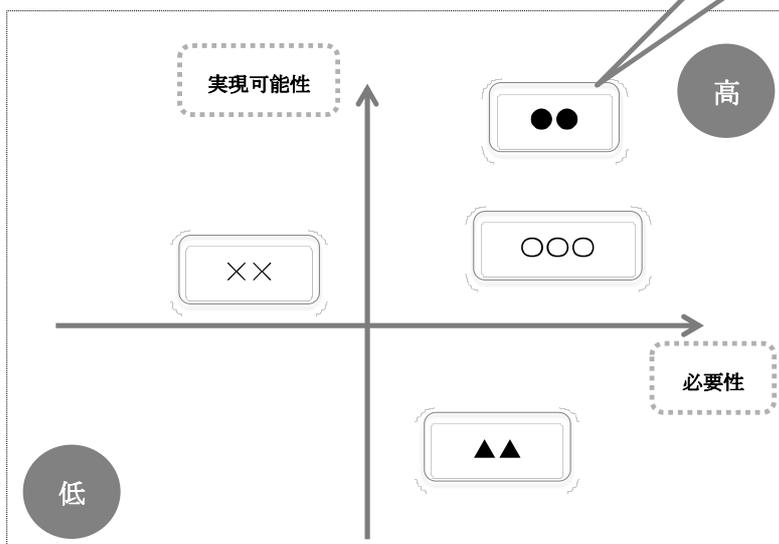
活動日は？	課題	解決策
平日、土日ともに活動する	・放課後の移動方法はどうにすべきか	・自転車又は徒歩での移動が可能な夏期のみ拠点校での活動とする。

指導者は？	課題	解決策
平日は拠点校の教員、土日は部活動指導員。	・拠点校の教員の負担が増えないか ・部活動指導員は確保できるか	・拠点校以外の学校に連絡担当の教員を置く。 ・社会人クラブに協力を依頼する。

【●●】の拠点校導入について (1~5点)

- ◇ 必要性 5点
- ◇ 実現可能性 4点

GW 発表時の模造紙のイメージ



全グループが発表

他のグループへ質疑

全体で投票

※自分のグループ以外の
種目に投票する

結果発表

部活動の地域展開 想定スケジュール

2024年度 R6年度
2025年度 R7年度
2026年度 R8年度
2027年度 R9年度
2028年度 R10年度
2029年度 R11年度
2030年度 R12年度
2031年度 R13年度

現在の改革期間(R5~7年度)

次期改革期間(前期R8~10年度 / 後期R11~13年度)

江別市における地域展開の想定スケジュール

在り方検討委員会	【第4回】 11月下旬 ・委員委嘱 ・指導員導入状況報告 ・市内大学やクラブチームの動き(情報提供) ・WS企画案協議 ・提言骨子協議	【第5回】 2月上旬 ・WS結果報告 ・提言案協議	【第6回】 3月下旬 ・提言案協議
	11月 企画案作成	12月 募集	1月中~下旬 開催
部活動指導員	6月~ 休日に3校導入	11月 検討委へ報告	
拠点化(拠点校)	・先進事例の調査研究	・WSで課題、解決策の整理	
大学の地域連携	・大学を拠点に中学生へ陸上競技とバレーボールの指導 ・学生が部活動指導員としてバスケ部の休日指導		
社会人クラブの地域連携	・部活動指導員の人材紹介(バスケ)	・中学生対象の野球教室	

休日の地域連携・地域展開

平日を含む全面的な地域展開へ

市全体で情報共有を主目的とする協議会(連絡会議)の設置

種目毎に関係者間(教職員や関係団体など)で協議する

人数・種目拡大 ~ 派遣体制の構築
(地域人材・学生・教員の活用)

試験導入

種目、学校数の拡大

「拠点校」から「拠点へ」 学校主体から地域主体へ

学生を部活動指導員として派遣、一部種目の拠点として施設利用も

部活動指導員の派遣、拠点校の運営主体への期待

江別市立学校における部活動地域展開に関する提言（骨子案）
（令和7年3月に 在り方検討委員会から市教委へ）

- 休日の部活動について、令和9年度を目標に地域へ展開する
 - ・ 令和10年度以降、休日の部活動は、地域主体の活動とする。

- 平日の部活動について、令和13年度を目標に地域へ展開する
 - ・ 令和14年度以降、部活動は地域主体の活動とする。

- 地域主体の活動とは、地域クラブ等における活動のほか、部活動指導員による指導を含むものとし、教員による指導は大会引率を除き原則として行わない。

- 市教委は部活動指導員の人材確保に努める。
 - ・ 北海道部活動サポーターバンクの活用
 - ・ (仮)江別市部活動指導者バンクの設置
 - ・ 大学との連携による学生(特に教職課程)の派遣
 - ・ 市内及び近郊の社会人クラブチームからの派遣
 - ・ 教員の兼職兼業による指導に向けた環境整備

- 地域クラブ等における活動は、拠点校方式による活動を基本とし、複数の中学校の生徒を受け入れるものとする。

- 拠点校は生徒の移動距離を考慮し、江別地区・野幌地区・大麻地区のように、市内に複数校設置するよう努める。

- 複数種目の競技に触れることのできる機会を提供するため、総合型地域スポーツクラブの拡充を図る。

- 地域クラブ等における活動は、原則学校施設を使用するものとするが、必要に応じて社会教育施設の使用も可能とする。

- 平日の地域展開は、教員に代わる指導者の確保が困難である等、多くの課題があることから、休日の地域展開が完了した後、学習指導要領の改訂や国による継続的な財政措置等の方向性を見定めて、慎重に行うものとする。

●地域クラブ等における活動に掛かる保護者の負担については、できるだけ現状より増加しないよう、国や北海道の補助金のほか、ふるさと納税等を最大限活用するとともに、市内企業による協賛等についても検討する。また、あわせて就学援助世帯への支援も行う。

●部活動の地域展開については、中体連や中文連の大会参加規程等を踏まえるとともに、石狩管内各市町村の動向を注視し、できるだけ足並みを揃えることで、教職員の人事異動による混乱を最小限に留めるよう努めることとする。

○今後、市教委は当提言に基づき、種目毎に関係者(教員、地域、関係団体等)と協議を行い、準備が整った種目から順次地域展開を進める。

令和6年度 江別市立中学校部活動ごとの指導者数・加入者数・加入者数一覧

学校名	部活動名	顧問・副顧問 指導員	うち専門	加入者数 (R6.5.1)	加入者数 (R6.10.1)	合同チーム (R6夏)	合同チーム (R6秋)	
江別第一中学校	野球	2	2	17	12	江別第二・江別第三	江別第二・江別第三	
	サッカー	2	1	32	25	江別第一・江陽	江別第一・江陽	
	男子バスケットボール	2	1	10	11			
	女子バスケットボール	2	2	10	7			
	男子バレーボール	2	0	15	8			
	女子バレーボール	2	1	18	13			
	剣道	3	2	21	15			
	男子テニス	2	2	25	10			
	女子テニス	2	1	27	20			
	男子卓球	1	1	25	22			
	女子卓球	3	1	7	5			
	吹奏楽	2	1	42	29			
	美術	1	1	42	25			
	江別第二中学校	野球	2	2	11	2	単独	江別第二・野幌・当別・新篠津
		サッカー	2	2	32	23		
		男子バスケットボール	3	2	24	18		
		女子バスケットボール	3	1	19	11		
		バレーボール	2	2	22	16		
		女子バドミントン	2	1	21	12		
		吹奏楽	3	1	38	30		
美術		2	1	27	19			
江別第三中学校		野球	2	1	14	7	江別第三・江別第一	江別第三・江別第一
		男女バスケットボール	2	1	35	31		
	男女バドミントン	3	1	48	38			
	卓球	2	1	14	9			
	剣道	2	1	8	8			
	マンドリン	2	0	21	11			
	美術	2	1	23	18			
	パソコン	2	0	31	16			
	野幌中学校	野球	2	1	17	10	単独	野幌・江別第二・当別・新篠津
		サッカー	3	2	22	20		
バレーボール		2	1	18	13			
陸上		4	2	22	16			
卓球		2	1	36	27			
バスケットボール		4	3	49	31			
吹奏楽		2	1	56	34			
美術		2	1	51	32			

令和6年度 江別市立中学校部活動ごとの指導者数・加入者数・加入者数一覧

学校名	部活動名	顧問・副顧問 指導員	うち専門	加入者数 (R6.5.1)	加入者数 (R6.10.1)	合同チーム (R6夏)	合同チーム (R6秋)		
大麻中学校	野球	2	1	12	11	大麻・中央・新篠津	合同チーム (R6秋) 単独		
	サッカー	2	1	19	17				
	男女バスケットボール	3	1	41	40				
	卓球	3	0	32	21				
	男子テニス	2	1	11	7				
	女子テニス	2	1	20	17				
	陸上	2	1	37	23				
	男子バドミントン	2	1	21	12				
	女子バドミントン	2	1	18	10				
	剣道	2	1	21	15				
	吹奏楽	2	1	27	19				
	合唱	2	0	8	5				
	美術	2	1	37	22				
	パソコン	2	0	21	16				
	大麻東中学校	野球	3	2	22	18			
		バスケットボール	3	2	33	26			
		バレーボール	2	1	27	14			
		テニス	3	0	16	8			
		バドミントン	2	1	56	37			
		吹奏楽	2	1	26	20			
		美術	2	1	31	21			
		江陽中学校	野球	2	2	25	18		
			サッカー	3	0	11	9	江陽・江別第一	江陽・江別第一
テニス			2	1	14	14			
卓球	2		2	19	13				
バレーボール	3		1	17	15				
男子バスケットボール	4		2	21	15				
女子バスケットボール	2		1	16	12				
吹奏楽	3		1	35	19				
美術	2		1	37	28				
中央中学校	野球		3	3	18	13	中央・大麻・新篠津	単独	
	サッカー	3	2	25	16				
	陸上	3	2	25	20				
	男子テニス	1	1	6	2				
	女子テニス	2	0	19	8				
	男子バレーボール	2	1	21	13				
	女子バレーボール	2	1	14	10				
	男子バドミントン	2	1	21	13				
	女子バドミントン	2	1	26	17				
	男子バスケットボール	2	1	22	17				
	女子バスケットボール	2	1	23	15				
	男子卓球	2	1	36	26				
	女子卓球	2	1	48	26				
	吹奏楽	3	2	48	40				
	美術	2	1	30	24				
	科学	2	1	34	24				

江別市部活動の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月28日

江別市教育委員会
教育長 黒川 淳 司

江別市部活動の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、江別市立中学校における部活動の在り方を検討するため、江別市部活動の在り方検討委員会（以下「検討委員会」）という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動の在り方に関すること。
- (2) 地域の幅広い協力による部活動指導体制の充実にに関すること。
- (3) 地域のスポーツ・文化団体、大学等との連携による持続的な部活動運営体制の確立に関すること。
- (4) その他部活動の在り方に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) スポーツ関係団体関係者
- (4) 文化関係団体関係者
- (5) 保護者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員の任期を延長することができるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、委員の補充に努めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、委員以外の必要と認める者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部学校教育支援室学校教育課、生涯学習課及びスポーツ課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
。